

## 4.3 イラン制裁措置

### 4.3.1 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法

#### 1. 平成 26 (2014) 年度の担保上限金額【資料 4-3-1-1】

EU の対イラン制裁により補償額が大幅に縮小したイラン産原油輸送に係る責任保険について、船社は、政府、荷主、船主等関係者の了解のもと、「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」に基づき、国から国際 P&I グループ (IG) 再保険スキームと同等の補償を受ける契約を締結することにより、イラン産原油輸送を引き受けている。

この政府補償スキームにおける担保上限金額等については、国際的な水準 (IG 再保険スキームにおける補償上限額等) を勘案して政令で規定するため、平成 26 (2014) 年度の担保上限金額等について、政府は P&I 保険の更改 (平成 26 (2014) 年 2 月 20 日) を踏まえ以下の要素を反映させた政令の改正および平成 26 (2014) 年度予算の準備を進めた。

(1) Japan P&I による補償上限額: 平成 27 (2015) 保険年度まで 900 万ドルで固定。

(2) IG 再保険スキームにおける補償上限額:

- ① グループ保有による負担額は 900 万ドル超 8000 万ドルまで。(平成 25 (2013) 保険年度: 900 万ドル超 7000 万ドルまで)
- ② グループ超過額再保険契約は 8000 万ドル超 20.8 億ドルまで。(平成 25 (2013) 保険年度: 7000 万ドル超 20.7 億ドルまで)
- ③ グループ加入船全船の責任限度額の 2.5% の総計額は約 38 億 SDR。(平成 25 (2013) 保険年度: 約 37 億 SDR)

※換算レートは 1 米ドル=97 円、1SDR=147 円。

※P&I 保険の更改により平成 26 (2014) 年 2 月 20 日から同 3 月 31 日は両スキーム間に格差が生じる。

その後、平成 26 (2014) 3 月 20 日に政令が改正 (同 3 月 26 日公布) され、同日に平成 26 (2014) 年度予算が成立したことから、同 4 月 1 日以降も引き続き政府補償スキームに基づくイラン産原油の輸送が可能となった。

#### 2. 制裁緩和の動き

海上保険に関する制裁措置の一部緩和を含む平成 25 (2013) 年 11 月 24 日のイランと国連安保理常任理事国等による核協議の暫定合意は、平成 26 (2014) 年 1 月 20 日より履行されているものの 6 ヶ月の期間限定であり、海上保険への影響等について不透明な点もあるため、IG 等の情報収集に努めた。